



令和3年度さがすたいるプラス補助金【募集要項】

1 目的

県では、お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが心地よく外出できる、人にやさしいまちのスタイルを「さがすたいる」として広げる取組を行っています。

さがすたいるプラス補助金（以下、「本補助金」という。）は、日常的な外出先となる県内の飲食店等の店舗・施設におけるバリアフリー化や子ども連れでも利用しやすいキッズスペースの整備など受け入れ環境の整備を支援し、誰でも、どこでも、困らない、人にやさしいまちづくりを進めることを目的とするものです。

2 対象者

(1) さがすたいる倶楽部の会員（※ただし、国の機関及び地方公共団体を除きます。）

『さがすたいる倶楽部とは？』

県では「人にやさしいまちづくり」の取組にご協力いただけるお店（「さがすたいる倶楽部」会員）を募集しており、様々な困りごとを抱えがちな人に配慮した設備やサポートの充実に取り組むお店を、さがすたいるウェブサイト（<http://saga-style.jp/>）において積極的に紹介しています。

※ 入会方法については、さがすたいるウェブサイト中「さがすたいる倶楽部」のページ、又は本補助金の「申請マニュアル」をご確認ください。

※ 会費等は一切かかりません。（ウェブサイトも県が管理するものであり、情報の掲載・更新等全て無料です。）

3 支援内容（補助金の算定方法）

(1) 区分ごとに、補助対象経費と補助基準額を比較していずれか低い額に補助率を乗じて算定します。（ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）

(2) 複数の区分がある場合は、上記(1)により算定した額を合計し、補助上限額と比較していずれか低い額とします。

区分	補助基準額	補助率	補助上限額
(1) 工事施工費	100万円	1/2	1店舗につき 50万円
(2) 物品購入費	20万円	1/2	
(3) その他、困りごとを抱える人に配慮したサポートの充実に要する経費	10万円	1/2	

4 対象経費

対象経費（本補助金の交付対象となる経費）は、様々な困りごとを抱えがちな人に配慮した設備やサポートの充実に要する経費のうち、以下のAからDの条件のすべてを満たす、以下の(1)から(3)の区分に係る経費とします。

A. 本補助金の目的の達成に寄与すると、明確に特定できる経費
B. 補助金交付決定後の契約・発注により発生した経費
C. 令和4年3月31日（木曜日）までに取組を終え、かつ支払まで完了できる経費
D. 見積書、契約書、納品書、領収書等によって契約・支払金額を確認できる経費

区分	(取組の例)
(1) 工事施工費	出入口・廊下の拡幅、床のノンスリップ化、段差解消スロープや手すりの設置、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、昇降機の設置、身障者用駐車場の標識・塗装や屋根の設置、トイレの拡張や多機能化（洋式化やベビーキープの設置等を含む）、キッズスペースや授乳スペースの整備 等
(2) 物品購入費	筆談ボードやコミュニケーションボードなどのコミュニケーションツール、呼び出しボタン・ワイヤレスチャイム、貸出用車いす、簡易スロープ、お年寄りや子ども用の椅子や食器、ベビーシート、おむつ交換台の購入 等
(3) その他、困りごとを抱える人に配慮したサポートの充実に要する経費	点字や音声コード等を用いたメニュー・わかりやすい店内の案内（トイレの入口のサイン等）の作成（多言語化を含む）、お店で実施するイベント等における手話通訳者や要約筆記者、託児サービスの派遣費 等

5 対象外経費

次に掲げる経費については、対象経費とはなりません。

- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を行った経費
- ・躯体工事費
- ・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙、振込手数料、通信費、送料など）
- ・リース・レンタル経費、当事者に配慮した機能性の向上を伴わない施設設備の更新・改修・修繕費、維持管理費、メンテナンスに係る消耗品費
- ・国または地方公共団体からの運営委託および指定管理により管理・運営を行っている 施設に係る経費
- ・国又は地方公共団体等の他の補助金を受けている又は受けることが確定している経費

※宿泊施設のバリアフリー化整備（浴室や客室等のバリアフリー改修、備品購入）の対象となる経費については、県観光連盟の観光客誘致環境整備支援事業の活用を優先するものと、原則として本補助金の対象外とします。

6 募集期間

令和3年5月6日(木曜日)から令和3年12月17日(金曜日)まで。

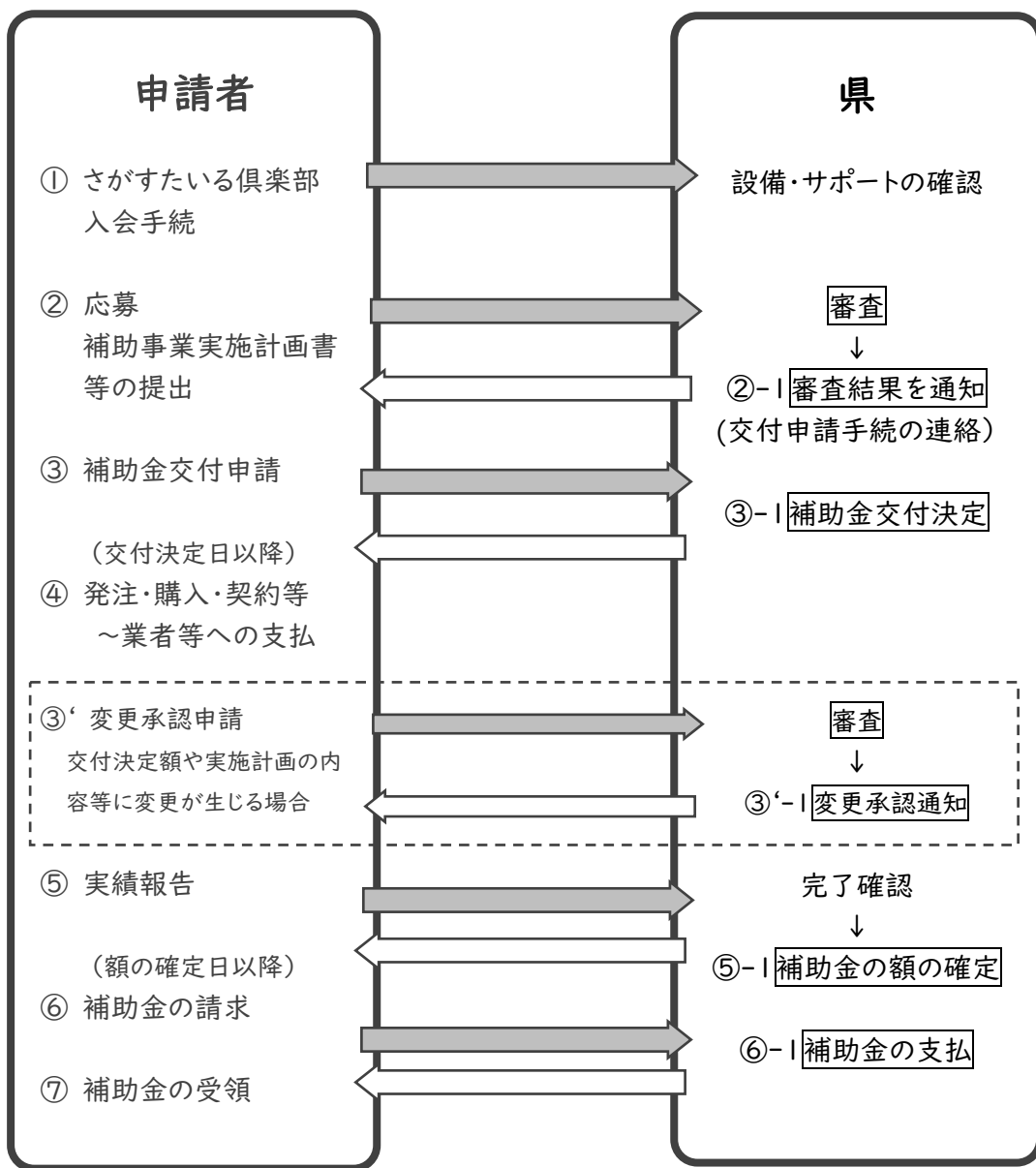
ただし、補助金申請額が県予算額に達した時点で受付を終了します。

※受付終了の場合は、さがすたいるウェブサイト(<http://saga-style.jp/>)にてお知らせいたします。

7 申請方法(全体の流れ)

本補助金を活用する場合に必要な手続の流れは以下のとおりです。

※必要書類等、詳細は本補助金の「申請マニュアル」をご確認ください。



8 その他留意点

本補助金については、できるだけ多くの店舗・施設で活用していただきたいと考えておりますが、同一申請主体で複数の店舗での活用を希望される場合、公平性の観点から、県において他の申請者の応募状況を勘案し、申請時期等について調整をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 問い合わせ先

佐賀県 県民環境部 県民協働課 さがすたいる担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電話:0952-25-7068 FAX:0952-25-7561
Mail:kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp

